

整理番号 7-1

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	PDF 編集用ソフトウェア		
年月日	令和 2年 4月 1日~令和 2年 7月 31日	金額	3,412 円

目的	—
使途	1年分ライセンス (2019年8月~2020年7月)
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書 参照 昨年度 (2019年度) に、8ヶ月分 (8月~3月) を請求済み。 今回は、4ヶ月分 (2020年4月~7月) を請求する。 $20,476 \text{ 円} \times 4 / 12 \text{ ヶ月} = 6,825 \text{ 円}$	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	6,825 円	1/2	3,412 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



領収書

発行日 2019年7月23日
ご請求番号 1060845637
ご注文番号 5034752739

クレジットカードでのお支払い分

431-1304

良知 駿一様

下記の通り、領収いたしました。

合計金額 20,476 円
当月ご請求分

ADOBE SYSTEMS SOFTWARE IRELAND LTD
4-6 RIVERWALK
CITYWEST BUSINESS CAMPUS
SAGGART, DUBLIN, 24 Ireland
登録国外事業者番号 00002
上記登録国外事業者が消費税を
納める義務を負います。

内容	単価 (税別、円)	数量	金額 (税別、円)
65232744 MLP版 Adobe Acrobat Pro サブスクリプション (年間プラン一括払い)	18,960	1	18,960
		小計	18,960
		税	1,516
		送料	0
		合計 (税込)	20,476

備考欄

整理番号	7-2
------	-----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチャキー 支出証拠書

780 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝辞等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費(事務費)・事務所費・人件費		
内容	事務機器リース代 (7月分)	7/3	
年月日	令和 2年 7月 1日~令和 2年 7月 31日	金額	11,664 円

目的	事務所の事務機器 (複合機・PC周り) リース代
使途	リース代
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

別添 通帳コピー 参照

リース代 : 23,328 円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と按分	23,328 円	1/2	11,664 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	7-3
------	-----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・ 広聴広報費 ・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ラジオ出演 (浜松エフエム放送株式会社/モーニングサテライト)		7/8
年月日	令和 2年 6月 1日~令和 2年 6月 30日	金額	36,740 円

目的	県政について広報する
使途	出演料
政務活動・ 県政との 関連性	県西部の県民に対し、ラジオ番組を通じて県政について報告する。
<<領収書貼付枠>> 別添 請求書・振込明細 参照 番組料金 36,300 円 振込手数料 440 円 36,300 円+440 円=36,740 円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	36,740 円	100%	36,740 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

振込・振替

引落口座選択

振込先選択

金融機関選択

支店選択

金額入力

内容確認

完了**振込・振替を正常に受け付けました。**

引落口座



振込・振替先口座

金融機関名 ハマツエフエム

支店名 和子

科目 普通預金

口座番号 698431

受取人名 ハマツエフエム和子(カ)

金額 **36,300円**引落合計金額 **36,740円 (税込手数料 440円)**

振込依頼人名 和子

- 上記振込先に毎月自動でお振込みをされたい場合は、「おまかせ振込先に登録」ボタンを押してください。
- 同じ引落口座から続けてお振込みをされる場合は、「続けて振込を行う」ボタンを押してください。

おまかせ振込先に登録

続けて振込を行う

トップページへ

整理番号 7-4

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	浜松市役所企画調整部情報政策課にて調査		
年月日	令和2年7月9日	金額	300円

目的	事業ヒアリング
使途	駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	国の2次補正予算に応じた浜松市の中山間地における光ファイバー敷設事業の現状をヒアリング。地元要望を伝え、事業の県との関わり方を調整中。

《領収書貼付枠》

EMテッククリエート
浜松東バークینگ

02 領収証
2020年...12月
07809814:43
13:43入
現金入金...300円
入金額...500円
約...200円
現金入金...300円
他...80562

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	300円	100%	300円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	7-5
------	-----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチャー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請接待活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	モバイルWiFiルーター通信料	7/10	
年月日	令和2年5月1日～令和2年5月31日	金額	1,914円

目的	政務活動を伴う通信費
使途	モバイルWiFiルーター通信料(2020年5月分)
政務活動・ 県政との 関連性	——
<<領収書貼付枠>> 別添 利用明細 クレジットカード明細 参照	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と按分	3,828円	1/2	1,914円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用明細の確認

ご利用明細一覧

お客様が現在ご利用中のお支払い明細をご確認いただけます。明細について、ご不明点・ご質問がございましたら、お気軽にページ下記のお電話番号、またはお問合せフォームからご連絡くださいませ。



2020年05月度ご利用明細

どんなときもWiFi データ放題プラン(月額)	4,851円
2年割 -930円 (税抜)	-1,023円
合計 (税込)	3,828円

2020年04月度ご利用明細

どんなときもWiFi データ放題プラン(月額)	4,851円
2年割 -930円 (税抜)	-1,023円
合計 (税込)	3,828円

2020年03月度ご利用明細

どんなときもWiFi データ放題プラン(月額)	4,851円
2年割 -930円 (税抜)	-1,023円
合計 (税込)	3,828円

2020年02月度ご利用明細

どんなときもWiFi データ放題プラン(月額)	4,851円
2年割 -930円 (税抜)	-1,023円
合計 (税込)	3,828円

2020年01月度ご利用明細

どんなときもWiFi データ放題プラン(月額)	4,851円
2年割 -930円 (税抜)	-1,023円

お支払日 2020年7月10日 今回ご請求金額 67,827円 会員番号 [Redacted]
 カード名称 [Redacted] お取引店 [Redacted] 口座番号 [Redacted]



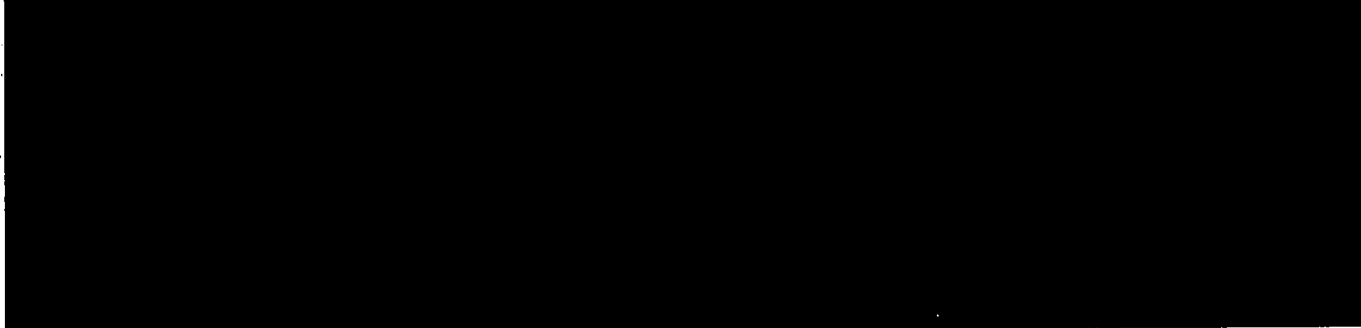
■ご利用明細 ※ご利用者様の数字はご利用いただいたカードをあらわしています。1=本人会員 2=本人会員(リボ払い専用カード) 3=家族会員 4=家族会員(リボ払い専用カード)
 また、[V]はVisa、[M]はMastercardとあらわしています。

ご利用 年月日	ご利用 番号	ご利用内容	新規ご利用額 (円)	今回ご請求額 (円)	振込手数料	滞り金	滞り金 換算レート(円)
------------	-----------	-------	---------------	---------------	-------	-----	-----------------

○ 20.05.01 V 1 リンク ライフ 3,828 3,828



20.05.15 V 1 中部電力 20.05.15利用分 6,501 6,501



20.06.05 V 1 LINEモバイル 1,223 1,223

		*** 合 計 ***	67,827	67,827			
--	--	-------------	--------	--------	--	--	--



整理番号	7-6
------	-----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチャージ 支出証拠書

781 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所電気代 (令和2年5月分)	7/10	
年月日	令和2年4月14日 ~ 令和2年5月14日	金額	3,250円

目的	——
使途	——
政務活動・ 県政との 関連性	——

《領収書貼付枠》

別添 クレジットカード明細コピー・使用量のお知らせ 参照

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と按分	6,501円	1/2	3,250円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

お支払日 2020年7月10日 今回請求額 67,827円 会員番号 [REDACTED]
 カード名称 [REDACTED] お取引店 [REDACTED] 口座番号 [REDACTED]

■ご利用明細 ※ご利用者様の数字はご利用いただいたカードをお知らせしています。1=本人会員 2=本人会員(リボ払い専用カード) 3=家族会員 4=家族会員(リボ払い専用カード)
 また、[V]はVisa、[M]はMastercard Eをお知らせしています。

ご利用 年月日	ご利用者	ご利用内容	新規ご利用額 (円)	今回請求額 (円)	備考
20.05.01	V 1	リンク ライフ	3,828	3,828	現地通商 酒百 換算カード(出)
○ 20.05.15	V 1	中部電力 2.0%0.5利用分	6,501	6,501	
20.06.05	V 1	LINEモバイル	1,223	1,223	
		*** 合 計 ***	67,827	67,827	

電気ご使用量のお知らせ

2020年5月分

2020年5月15日

毎度お引立ていただきありがとうございます。電気ご使用量をお知らせいたします。

良知 駿一様

お客さま番号 [REDACTED]	日程 11	供給地点特定番号 [REDACTED]
契約種別 おとくプラン	契約容量 50A	力率
ご使用場所 静岡県 浜松市 北区 細江町 中川 7172-698 ラトゥール 101		

ご請求予定額	6,501円
(うち消費税等相当額)	591円
電気のご使用量	230kWh
(日数: 31日間)	
【参考: 前年同月の情報】	
・ご使用量	26kWh
・日数	22日

検針日 5月15日	ご使用期間 4月14日~5月14日	ご使用日数 31日
--------------	----------------------	--------------

ご請求予定額	6,501円
(うち消費税等相当額)	591円

電気ご使用量	前年同月実績 (ご使用日数22日)
230kWh	26kWh

[ご請求予定額内訳]	
基本料金	1,430円 00銭
電力料金 1段料金	2,112円 00銭
2段料金	2,427円 70銭
(うち燃料費調整額)	-798円 10銭

計器番号128 第1計器		
当月指示数	3345.3	
前月指示数	3114.9	
差引	230.4	

おとく割	-153円 00銭
再エネ発電促進賦課金	685円

翌月 (6月分) のご案内	検針日	6月12日
	ご使用期間	5月15日~6月11日
	燃料費調整単価(税込)	-3円50銭/kWh

当月燃料費調整単価 (税込)	-3円47銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価 (税込)	2円98銭/kWh

整理番号	7-7
------	-----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	フィーチャーフォン通信料	7/10	
年月日	令和 2年 5月 1日~令和 2年 5月 31日	金額	1,102 円

目的	政務活動を伴う通信費
使途	フィーチャーフォン通信料 (5月分)
政務活動・ 県政との 関連性	——

《領収書貼付枠》
別添 利用内訳表・クレジットカード明細書 参照

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と按分	2,205 円	1/2	1,102 円
		50 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

内訳項目：金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (5/1~5/31)	
◇基本使用料等 (計) 1,200	1,200	カケホーダイライトプラン (ケータイ)	合 算
◇通話料・通信料 (計) 223	220	Xi通話料	合 算
	3	Xi・SMS通信料	5月ご利用分 合 算
◇パケット定額料等 (計) 300	300	Xiケータイパック定額料	通信料300円含む。 合 算
	226	Xiパケット通信料	合 算
	226	(内訳) Xiパケット (ケータイ/SP)	7,542KB (0.1GB)
	-226	ケータイパック無料通信適用額	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) -1,014	300	spモード利用料	合 算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
	-1,296	月々サポート適用額	本回線は15回目の適用 (全24回) 内 税
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合 算
	-20	eピリング割引料	5月請求分 合 算
◇端末等代金分割支払金 1,296	1,296	端末等代金分割支払金	15回目のご請求です。(全24回) 非対象等
		ご請求は2021年3月請求迄で、分割支払金残額は	11,664円です。
◇消費税等相当額 (計) 200	200	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 2,205	2,205	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、5月末で	19年5か月となりました。
		○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は5月末で	1年4か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		5月ご利用分に対する獲得ポイントは、	0です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	826円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		5月末のステージは、	プラチナステージです。
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

2020年7月10日のご利用代金明細表

2020年6月25日 発行

お名前	良知 駿一 様	金融機関	[REDACTED]
お支払い日	2020年7月10日 (金)	支店	
お支払い合計額	2,205円	科目	
お客様番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	[REDACTED]	口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考	
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日		
良知 駿一 様 ご利用分 [REDACTED]											
#	20/05/31	ドコモご利用料金 / iD 6月分			2,205	1	1	2,205			
<お支払い金額総合計>								2,205			

株式会社NTTドコモ
 東京都千代田区永田町2丁目 11番1号
 登録番号 関東財務局長(5) 第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意の上、お手続きください。
 dカードセンター 0120-300-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)

※ ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります。
 クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)
 携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00~午後8:00年中無休)
 ホームページ <https://d-card.jp/>

整理番号	7-8
------	-----

決 裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
--------	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチャー 支 出 証 拠 書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	スマートフォン通信料	7/10	
年 月 日	令和 2年 5月 1日~令和 2年 5月 31日	金 額	611 円

目 的	政務活動を伴う通信費
使 途	通信料 (2020年5月分)
政務活動・ 県政との 関 連 性	——
<<領収書貼付枠>> 別添 料金明細書・クレジットカード明細書 参照	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と按分	1,223 円	1/2	611 円
		50 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

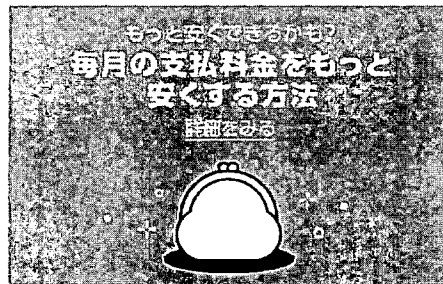
料金明細

当月の最新

2020年06月お支払い金額 ￥1,223

コミュニケーションフリープラン 3GB / データSIM(SMS付き) ￥1,110
ユニバーサルサービス料 ￥2

消費税 ￥111



注意事項

- ・ご利用月の料金のご利用翌月の5日頃に決済します。
- ・音声通話料・SMS送信料はご利用翌月の下旬に確定し、ご利用翌々月に決済します。
- ・通信事業者間の通話履歴連携のタイミングにより、請求月の前々月より前の通話料金が含まれている場合があります。
- ・特に記載のある場合を除き、記載の金額は全て「税抜き」表示です。
- ・いつでも電話（携帯電話宛）、国際電話通話料（SMS送信料含）、国際ローミング通話料（SMS送信料含）は「課税対象外」です。
- ・分割払い（24回）は「税込み」表示となり、消費税計算等を分けて行っているため「課税対象外」です。

お支払日 2020年7月10日 今回ご請求額 67,827円 会員番号 [REDACTED]
 カード名称 [REDACTED] お取引店 [REDACTED] 口座番号 [REDACTED]

■ご利用明細 ※ご利用番号の数字はご利用いただいたカードをお知らせしています。1=本人会員 2=本人会員(リボ払い専用カード) 3=家族会員 4=家族会員(リボ払い専用カード)
 ※た、[V]はVisa、[M]はMastercard IDをお知らせしています。

ご利用年月日	ご利用番号	ご利用内容	新規ご利用額 (円)	今回ご請求額 (円)	現地通貨額 通貨別総額(円)
--------	-------	-------	---------------	---------------	-------------------

20.05.01	V 1	リンク ライフ	3,828	3,828	
----------	-----	---------	-------	-------	--

20.05.15	V 1	中部電力 2.0% 0.5利用分	6,501	6,501	
----------	-----	------------------	-------	-------	--

20.06.05	V 1	LINEモバイル	1,223	1,223	
----------	-----	----------	-------	-------	--

		合計	67,827	67,827	
--	--	----------	--------	--------	--

整理番号 7-9

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	情報処理学会会費(年度更新)	7/11	
年月日	令和2年4月1日~令和3年3月31日	金額	10,800円

会の趣旨・目的	コンピュータとコミュニケーションを中心とした情報処理に関する学術および技術の振興をはかることにより、学術、文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	(1) 情報処理関連技術の研究・調査ならびに研究・調査に関する成果発表 (2) 情報処理関連技術の普及・実践 (3) 情報処理関連技術の標準化の推進ならびに普及 (4) 情報処理に関わる人材育成の推進 (5) 情報処理関連の国際学協会への加盟ならびに連絡および協力 (6) 情報処理関連学協会との連絡および協力 (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
政務活動・県政との関連性	今後は県政に ICT を活用していかなければならない。ICTは進歩が速く、常日頃から情報収集する必要があり、情報処理学会に入会し定期的に会誌等を購読また必要に応じて学会等にも参加する。
<領収書貼付枠> 別添 明細書・領収書 参照 2020年度正会員費：10,800円 (2020/04/01~2021/03/31) 事業年度：4月1日～3月31日 (定款第42条) ※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	10,800円	100%	10,800円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒431-1304
静岡県浜松市北区細江町中川7172-698
ラトゥール101

良知駿一事務所

良知 駿一 様

領収書を発行いたしましたので、お受け取りください。

お問合せなどは、下記までご連絡ご連絡ください。

◇連絡／照会先
一般社団法人情報処理学会 事務局
<https://www.ipsj.or.jp/>
Tel (03)3518-8374
Fax (03)3518-8375

一般社団法人情報処理学会
(201902504)

領 収 書

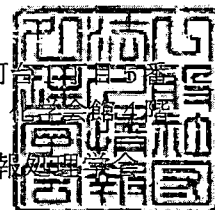
良知駿一事務所(良知 駿一) 様

No.202002804
2020年07月11日

¥ 10,800

〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台

一般社団法人 情報処理学会



但し 2020年度正会員費

上記正に領収いたしました。

お支払い方法の選択

クレジットカード情報の入力

クレジットカード情報入力確認

お支払い手続き完了

良知 駿一様

お支払い手続き完了

お支払い手続きが完了しました。この画面を印刷して大切に保管してください。

※ お支払い手続きが正しく行えませんので、ブラウザの「戻る」ボタンは押さないでください。

お支払い方法

クレジットカード

お客様情報

お名前	良知 駿一様
メールアドレス	

ご注文内容

	一般社団法人情報処理学会
決済受付番号	20071142531968
お支払い金額	10,800 円
電話番号	03-3518-8374
メールアドレス	shop_support@ipsj.or.jp

 このページを印刷する

[ショップに戻る](#)

上記リンクより、必ず申込受付サイトへお戻りください。

学会について

ホーム > 学会について > 情報処理学会とは > 定款

一般社団法人 情報処理学会 定款

制定日：昭和38年12月19日

社団法人としての定款変更履歴：昭和42年12月5日、昭和44年1月7日、昭和45年11月7日、昭和47年7月14日、昭和50年10月24日、昭和53年8月7日、昭和58年6月27日、昭和59年7月10日、昭和61年8月25日、平成1年3月29日、平成4年10月3日、平成5年8月2日、平成6年7月16日、平成12年3月23日、平成14年6月25日、平成16年3月1日、平成17年6月10日

一般社団法人認可までの定款変更履歴：平成20年12月22日、平成21年5月29日、平成22年3月24日、平成22年5月31日

一般社団法人としての定款変更履歴：平成22年6月18日認可、平成22年7月1日（一般社団法人への移行登記日）施行（※平成22年5月31日の旧法人最終改訂に同じ）、平成26年6月4日、平成27年6月3日

第1章 総 則

第2章 目的および事業

第3章 会員および社員

第4章 社員総会

第5章 役員

第6章 理事会

第7章 資産および会計

第8章 定款の変更、合併および解散等

第9章 委員会等

第10章 情報公開等

第11章 補 足

附 則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人情報処理学会 (Information Processing Society of Japan) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、コンピュータとコミュニケーションを中心とした情報処理に関する学術および技術の振興をはかることにより、学術、文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報処理関連技術の研究・調査ならびに研究・調査に関する成果発表
- (2) 情報処理関連技術の普及・実践
- (3) 情報処理関連技術の標準化の推進ならびに普及
- (4) 情報処理に関わる人材育成の推進
- (5) 情報処理関連の国際学協会への加盟ならびに連絡および協力
- (6) 情報処理関連学協会との連絡および協力

学会について

情報処理学会とは
 委員会
 支部
 外部に対する活動
 報告
 関連団体
 その他

提言/プレスリリース

表彰

学会誌「情報処理」

論文誌

電子図書館

イベント

研究会

ITフォーラム

IPSJカレンダー

会員サービス

図書販売

教育・人材育成

認定情報技術者制度

コンピュータ博物館

情報規格調査会

IPSJカレンダー

学会のイベントはこちらから ▶▶▶

入会する

入会申請書や年会費の振り込み方法など

管理部門へのお問い合わせ



総務担当

E-mail: soumu@ipsj.or.jp

Tel: 03-3518-8374

- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
 2. 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3章 会員および社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 名誉会員 この法人の事業範囲において特別の功績があり、社員総会において推薦された個人
 - (3) 学生会員 短大、高専、大学学部、大学院修士課程および博士課程、またはこれに準ずる学校の在学生のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (4) ジュニア会員 小中学校、高校、専門学校、短大、高専(専攻科1年以下)、大学(学部3年生以下)の在学生のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (5) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体または個人
2. この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法人法という)上の社員は、概ね正会員100人の中から1人の割合で選出される代表会員とする。
3. 代表会員は、正会員による代表会員選挙で選出する。代表会員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
4. 代表会員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代表会員選挙に立候補することができる。
5. 第3項の代表会員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代表会員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代表会員を選出することはできない。
6. 第3項の代表会員選挙は、毎年2月に実施することとし、代表会員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、代表会員が、法人法に規定された社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、および役員解任の訴えを提起している場合(責任追及の訴えの提起の請求をしている場合を含む)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代表会員は社員たる地位を失わない(当該代表会員は、役員を選任および解任ならびに定款変更についての議決権を有しないこととする)。
7. 代表会員に欠員が生じた場合は、速やかに再選挙により、欠員を補充することができる。欠員により選任された代表会員の任期は、前任者の残任期間とする。
8. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代表会員と同様にこの法人に対して行使することができる。
- (1) 定款の閲覧等の権利
 - (2) 社員名簿の閲覧等の権利
 - (3) 社員総会の議事録の閲覧等の権利
 - (4) 社員の代理権証明書等の閲覧等の権利
 - (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等の権利
 - (6) 計算書類等の閲覧等の権利
 - (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等の権利
 - (8) 合併契約等の閲覧等の権利
9. 理事および監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法上の総社員の同意による損害賠償責任の免除の規定にかかわらず、この責任は全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

(入会)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2. 社員総会において名誉会員に推薦された者は、前項の入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の運営に経常的に生じる費用に充てるため、入会の時および毎年、社員総会が別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

2. 学生会員および賛助会員は、入会金を納めることを要しない。
3. 名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。
4. ジュニア会員は、入会金および会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届けを提出することにより、任意に、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき

- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他の正当な事由のあるとき
2. 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合(任意退会、除名)のほか、会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき
- (2) 全ての会員の同意があったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき
- (4) 成年被後見人または被保佐人になったとき

(会員資格の喪失に伴う権利および義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。
3. 代表会員たる会員が、第8条、第9条、および第10条の各号により、会員たる資格を喪失したときは、代表会員たる地位を喪失する。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての代表会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 入会の基準および会費ならびに入会金の額
 - (3) 理事および監事の選任または解任
 - (4) 理事および監事の報酬等の額またはその規程
 - (5) 各事業年度の事業報告および決算
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散および残余財産の処分
 - (8) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項
2. 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第15条第3項の書面(開催通知)に記載した目的以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時総会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総代表会員の議決権の10分の1以上を有する代表会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項ならびに招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を社員総会とする臨時社員総会の招集の通知をしなければならない。
3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない代表会員が書面によって議決権を行使することができるときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、代表会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 社員総会は、総代表会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代表会員の過半数が出席し、出席した代表会員の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによるが、この場合にお

いて、議長は代表会員として決議に加わることはできない。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事および監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散および残余財産の処分
 - (5) その他法令またはこの定款で定められた事項
3. 理事および監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理および書面決議)

第20条 社員総会に出席できない代表会員は、他の代表会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該代表会員は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2. 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、代表会員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

3. 第1項および2項の場合における第18条(定足数)および第19条(決議)の規定の適用については、その代表会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事または代表会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代表会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすものとする。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成するものとする。

2. 出席した会長および副会長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上30名以内
 - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。
3. 前項の会長および副会長をもって法人法上の代表理事とし、これ以外の理事を同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 役員は、社員総会において、これを選任する。

2. 会長、副会長および業務執行理事は、理事会において、理事のうちから選定する。
3. 常務理事は、理事会において、業務執行理事のうちから6名以内を選定することができる。
4. 監事は、理事または使用人を兼ねることができない。
5. 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事については、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
6. 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事については、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
7. 役員に異動があったときは2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
4. 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
5. 常務理事は、会長および副会長を補佐する。
6. 会長、副会長および業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
7. 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行、およびこの法人の業務ならびに財産の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、社員総会および理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。
4. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令およびこの定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会および理事会に報告する。
5. 監事は、前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接、理事会を招集する。
6. 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令およびこの定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告する。
7. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令およびこの定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によりこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。
8. 以上、各項のほか、監事は、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員の任期)

第27条 役員(理事および監事)の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 役員は、社員総会の決議により解任することができる。ただし、役員を解任する場合は、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(競争利益相反取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること
 - (4) その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
2. 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員の法人に対する損害賠償責任の一部免除)

第31条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定される役員の法人に対する損害賠償責任について、法令に定める要件(善意でかつ重大な過失のないとき)に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。
3. 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

(職務と権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定ならびに変更または廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

(種類および開催)

第34条 理事会は、通常理事会として、毎事業年度4回以上開催するほか、臨時理事会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。

- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第26条第5号の規定により、監事から、会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

- 第35条 理事会は、法令およびこの定款に別段の定めのある場合を除き、会長が招集する。
2. 会長は、前条第2号または4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに、各役員に対して通知しなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、役員の実員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 可否同数のときは、議長の決するところによるが、この場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の実員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第40条 役員が、役員の実員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
2. 前項の規定は、第25条第6項(3ヶ月に1度の職務執行状況の報告)の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2. 出席した会長、副会長および監事は、これに署名または記名押印しなければならない。
- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 正味財産増減計算書、財産目録および貸借対照表についての事項
- (4) 役員を選任
- (5) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

第7章 資産および会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の管理・運用)

第43条 この法人の資産の管理・運用は、理事会が別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(事業計画および収支予算)

第44条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第45条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2. この法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更、合併および解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第48条 この法人は、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 この法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第50条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(認定法)第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

(委員会等)

第52条 この法人の事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会および必要な地に支部(以下、委員会等という)を設置することができる。

2. 委員会等の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
3. 委員会等は、法令およびこの定款により、社員総会ならびに理事会に付与された職務権限(業務執行の決定ほか)を制約する運営を行うことはできない。

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には事務局長および所要の職員を置く。
3. 職員のうち重要な職員(就業規則上の特別管理職)は、理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開等

(備付け帳簿および書類)

第54条 この法人は、主たる事務所に、次に掲げる帳簿および書類を備え、また法令の定めにより保管しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 役員の名簿
 - (4) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 第44条の書類(事業計画および予算)
 - (6) 第45条第1項の書類(事業報告および決算書類)
 - (7) 監査報告書
 - (8) 運営組織および事業活動の状況の概要ならびにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (9) 認定、許可、認可等および登記に関する書類
 - (10) 定款に定める機関のうち、理事会および社員総会の議事に関する書類
 - (11) その他法令で定める帳簿ならびに書類
2. 前項各号の閲覧については、法令の定めによる。

(公告)

第55条 この法人の公告は、電子公告による。

2. 事故、その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 補足

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、整備法という)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員およびその任期は、第24条および第27条の規定にかかわらず、次の通り設立総会の定めるところによる。

○平成23年3月31日を末日とする事業年度に関する定時社員総会の終結の時までの任期の役員

代表理事 : 白鳥則郎(会長)、村上篤道(副会長)

業務執行理事 : 大場みち子、串間和彦、佐藤三久、砂原秀樹、近山 隆、塚本昌彦、宗森 純、村上和彰、吉川正俊

監事 : 東野輝夫

○平成24年3月31日を末日とする事業年度に関する定時社員総会の終結の時までの任期の役員

代表理事 : 水野忠則(副会長)

業務執行理事 : 井戸上彰、岡田謙一、奥乃 博、落谷 亮、関口智嗣、谷口倫一郎、寺田真敏、西 直樹、茂木 強、横田治夫

監事 : 住田一男

3. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

[情報処理学会とはへ戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[セキュリティについて](#)

[プライバシーポリシー](#)

[倫理綱領](#)

[著作権について](#)

[広告のお申し込み](#)

[事務局所在地](#)

[特定商取引法に基づく表記](#)

All Rights Reserved, Copyright (C) Information Processing Society of Japan

整理番号 7-10

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <u>人件費</u>		
内容	事務員雇用 (令和2年6月分) 7/15		
年月日	令和2年6月1日~令和2年6月30日	金額	148,684円


目的	政務活動を補助する職員雇用
使途	6月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	——
<<領収書貼付枠>> 二人分 別添参照 雇用実績表 給与支払い明細書 通勤手当 2,244円 × (77h/77h) = 2,244円 給与 77,000円 通勤手当 1,224円 × (68.5h/73h) = 1,148円 (政務活動費充当分) 給与 68,500円 (政務活動費充当分) 雇用保険料 222円 × (68.5h/73h) = 208円 (政務活動費分) 【合計】 2,244円 + 77,000円 + 1,148円 + 68,500円 - 208円 = 148,684円 79,244円 69,440円	


按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	148,684円	100%	148,684円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

給与支払明細書


令和 2年 6月分


氏名 

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
77,000 円	2,244 円	79,244 円	0 円	0 円	0 円	79,244 円
					受領印	
					受領日	7月13日

給与支払明細書

令和 2年 6月分

氏名 

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
73,000 円	1,224 円	74,224 円	0 円	222 円	222 円	74,002 円
					受領印	
					受領日	7月15日

雇用実績表

6月分	氏名	████████
-----	----	----------

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1	月	3.5	3.5	書類整理
2	火	4	4	書類整理
3	水	3.5	3.5	書類作成
4	木	3.5	3.5	事務作業
5	金	3.5	3.5	書類整理
6	土			
7	日			
8	月	3.5	3.5	書類作成
9	火	3.5	3.5	書類整理
10	水	3.5	3.5	書類整理
11	木	3	3	書類整理
12	金	3.5	3.5	書類整理
13	土			
14	日			
15	月	3.5	3.5	書類作成
16	火	3.5	3.5	書類整理
17	水	3.5	3.5	書類整理
18	木	3.5	3.5	書類整理
19	金	3.5	3.5	事務作業
20	土			
21	日			
22	月	3.5	3.5	書類作成
23	火	3.5	3.5	書類整理
24	水	3.5	3.5	書類整理
25	木	3.5	3.5	書類作成
26	金	3.5	3.5	書類作成
27	土			
28	日			
29	月	3.5	3.5	書類整理
30	火	3.5	3.5	書類整理
31				
計		(A) 77	(B) 77	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和2年7月13日
ふじのくに県民クラブ 良知駿一



[政務活動費充当計算]…①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [77時間 分] × 単価 [1,000円] = 77,000 円

②総支給額 [円] × (B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

雇用実績表

6月分	氏名	██████████
-----	----	------------

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1				
2	火	4.5	4.5	書類整理 事務処理
3	水	4.5	4.5	事務処理
4	木	4.5	4.5	書類整理 事務処理
5	金	4.5	4.5	事務処理
6				
7				
8	月	4.5	4.5	書類整理 事務処理
9				
10	水	4	4	書類整理 事務処理
11	木	4.5	4.5	書類整理 事務処理
12	金	4	4	書類整理 事務処理
13				
14				
15	月	3.75	3.75	書類整理 事務処理
16	火	3.75	0.75	書類整理
17				
18	木	4.25	4.25	書類整理 事務処理
19	金	4.25	4.25	事務処理
20				
21				
22	月	3.75	3.75	書類整理 事務処理
23	火	3.5	2	事務処理
24				
25	木	4.5	4.5	書類整理 事務処理
26	金	2.75	2.75	書類整理 事務処理
27				
28				
29	月	3.75	3.75	書類整理 事務処理
30	火	3.75	3.75	書類整理 事務処理
31				
計		(A)73	(B)68.5	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和2年7月13日
ふじのくに県民クラブ 良知駿



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B)[68時間 30分]×単価[1,000円]=68,500円

②総支給額[円]×(B) / (A) = 円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号	7-11
------	------

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支 出 証 拠 書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	会派政調会主催 まちかどヒアリング (東部)		
年 月 日	令和2年7月20日	金 額	10,220 円

目 的	まちかどヒアリング (東部) への参加
使 途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	三島駅北口にてアンケート活動を行い、県政に対する意見を聴取する。その意見を参考に会派政策へ反映させていく。
<領収書貼付枠> 別添 利用票・領収書・支払い証明書 参照 $4,840$ (東海道新幹線・浜松—三島) + $4,840$ (東海道新幹線・三島—浜松) + 540 (遠鉄バス・聖隷三方原病院—浜松駅) = $10,220$ (円)	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	10,220 円	100%	10,220 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

20年 7月20日
¥4,840 3304 / → 189 浜松5007
000604849047

浜松 ▶ 三島
15:17発 15:57着 (15分)
ひかり510号 7号車 5番E席

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

車内改札の際は、このご利用票を提示してください。
記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

新幹線 三島 → 浜松

領 収 書 良知駿様

Receipt
領収年月日 2020.7.20
金額 ¥4,840 (消費税等込み)
上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類 J.R. tickets
(50180 1枚)
東海旅客鉄道株式会社
三島駅
三島駅MV-7発行 60181-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

支払者：良知駿一

政調会メンバー並びに東部選出議員各位

令和2年7月3日
政調会 担当：廣田

まちかどヒアリング@三島駅開催協力をお願い

下記日程で標題事業を執り行います。政調会のメンバー並びに東部選出の議員は積極的な協力をお願いします。

日時：令和2年7月20日（月）16：00集合 18：30解散予定 雨天中止

場所：三島駅北口

持ち物：会派ポロシャツ・熱中症対策グッズ

ヒアリング方法：ターゲットを大きく2類型とし、それぞれのターゲット用のアンケートに回答してもらい、その理由を聞き取り調査する

- 1、 ターゲットの2類型は学生とそれ以外とする。
- 2、 学生用アンケート「将来は県内企業に就職を希望している。」
 - ① 「はい」「いいえ」「未定」をホワイトボードにシールで回答
 - ② その理由を聞き取り、議員がメモする。
- 3、 学生外アンケート「これからの静岡県の新型コロナウイルス感染症への対応に期待する施策」
 - ① 「防疫体制」「観光振興」「教育支援」「中小企業の事業継続」「地方創生の促進」の中で最も望む政策を選択してもらい、ホワイトボードにシールで回答。
 - ② その理由を聞き取り、議員がメモする。
- 4、 学生外アンケート「リニア中央新幹線建設に伴う大井川水系の水資源及び南アルプスの自然環境保全に対する知事の姿勢を支持できる」
 - ① 「できる」「できない」「どちらともいえない」をホワイトボードにシールで回答。
 - ② その理由を聞き取り、議員がメモする。

出欠の連絡を7月10日12時までに会派控室をお願いします。

7月20日に 参加 不参加
氏名

整理番号	7-12
------	------

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和2年7月22日	金額	3,420円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 <input checked="" type="checkbox"/> 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別添 利用証明書 参照 浜松SAスマートー静岡SAスマート 1,710円 静岡SAスマートー浜松SAスマート 1,710円 1,710円+1,710円=3,420円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,420円	100%	3,420円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 浜松SAスマート
料金所(至) 静岡SAスマート

20年 7月22日
13時48分

通行料金 ¥1,710-
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号

A27007-222998-583336



※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 静岡SAスマート
料金所(至) 浜松SAスマート

20年 7月22日
17時12分

通行料金 ¥1,710-
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号

A27007-222998-585034



※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

整理番号 7-13

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	会派政調会主催 まちかどヒアリング (中部)		
年月日	令和2年7月23日	金額	3,610円

目的	まちかどヒアリング (中部) への参加		
使途	交通費・駐車場代		
政務活動・ 県政との 関連性	静岡東急スクエア前にてアンケート活動を行い、県政に対する意見を聴取する。その意見を参考に会派政策へ反映させていく。		
<<領収書貼付枠>> 別添 利用証明書・領収証 参照 浜松SAスマート—藤枝岡部 1,060円 静岡—浜松西 1,600円 駐車場代 950円 1,060円+1,600円+950円=3,610円 領収証 U 2020年 7月 68巻 07月23日 14:37出 12:23入 料金 A...950円 現金機...950円 毎度ありがとうございます。 しまのパーキング 054-254-2289			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	3,610円	100%	3,610円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 浜松SAスマート
料金所(至) 藤枝岡部

20年 7月23日
11時51分

割引前料金	¥1,520-
割引△	¥460-
通行料金	¥1,060-

(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号

A27007-230163-451734



※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

019

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 静岡
料金所(至) 浜松西

20年 7月23日
15時57分

割引前料金	¥2,290-
割引△	¥690-
通行料金	¥1,600-

(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号

A27007-230163-453532



※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

019

整理番号 7-14

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (2020年7月分)	7/25	
年月日	令和 2年 7月 1日~令和 2年 7月 31日	金額	930円

目的	情報収集
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》

良知駿一

新聞・雑誌名

「しんぶん赤旗」日曜版

部数

* 1

金額

930

日本共産党発行の

しんぶん赤旗

領収書

930円

2020年 7月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。
日本共産党西部地区委員会
〒433-8122
浜松市中区上島 2-13-17
TEL 053-474-2145

領収日 7/25 抜者

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	930円	100%	930円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

照会口座



(全33件) 並び替え: 項目 | 日付 | 残高 | 込上

振込番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	振込	メモ
001	2020年07月03日分	23,328円			出金	ソニーバンク	[振込]
001	2020年07月08日分	36,740円			出金	ATM利用	[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
001	2020年07月22日分	930円			出金	NKS利用	[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
004	2020年07月27日分	12,271円			出金	ソニーバンク	[振込]
005	2020年07月27日分	4,717円			出金	SMBC(ATM)	[振込]
006	2020年07月27日分	60,450円			出金	SMBC(ATM)	[振込]
007	2020年07月27日分	39,204円			出金	ATM	[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]

整理番号 7-15

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	天浜線応援貸切列車 (天竜浜名湖鉄道活性化促進議員連盟)		
年月日	令和2年7月27日	金額	4,491円

目的	天浜線応援貸切列車への参加
使途	参加費・交通費
政務活動・ 県政との 関連性	地域の足である天竜浜名湖鉄道に乘車し、安全対策のヒアリングや駅舎・車両等の設備の視察により、利用促進の理解を深める。
<領収書貼付枠> 別添 領収書内 <内訳>・Suica履歴・支払証明書 参照 3,191 (参加費) + 510 (交通費 (東海道線・浜松―掛川)) + 790 (交通費 (遠鉄バス・聖隷三方原病院―浜松駅・気賀駅前―高台幼稚園)) = 4,491 (円)	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	4,491円	100%	4,491円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

天浜線応援貸切列車 参加者 各位

参加費について、領収書を送付します。

事務局：地域交通課 佐々木

領 収 書

令和2年7月27日

良知駿一様

金 額	¥4,000-
-----	---------

ただし、天浜線応援貸切列車「参加費等」として

<内訳>

参加費 3,191円
弁当・お茶代 809円

上記、正に領収いたしました

〒420-8601

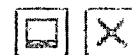
静岡市葵区追手町9番6号

天竜浜名湖鉄道活性化促進議員連盟事務局

(静岡県交通基盤部都市局地域交通課)

佐々木





¥2,451

関連サイト

メニュー

利用年月日	入場駅 / 事業者	出場駅 / 降車場所	利用額	残額	メモ
2020/07/27	JR海 浜松	JR海 掛川	¥510	¥4,655	

令和2年7月16日

天浜線応援貸切列車にご参加の皆様へ

天浜線応援貸切列車（7月27日）について（御案内）

日頃、天竜浜名湖鉄道の利用促進に御理解・御協力をいただきお礼申し上げます。
また、このたびは、“天浜線応援貸切列車”につきまして、多くの皆様から御参加のお申込みをいただき、誠にありがとうございました。

運行当日の概要につきましては、参加募集のお知らせの際にお伝えしてありますが、当日の行程や留意事項等につきまして、下記のとおり改めてお知らせしますので、御了解願います。

記

日時	令和2年7月27日（月） 雨天決行 10:00 天竜浜名湖鉄道・掛川駅 集合 （途中駅乗車の方は、別紙時刻表を参照願います。）
参加者	別紙参照
行程	掛川駅出発（10:15）→ 天竜二俣駅到着（11:04） 「洗って！回って！列車でGO！」参加 天竜二俣駅出発（12:17）→ 新所原駅到着（13:38） ※天竜二俣駅で弁当をお配りします。 ※途中駅にてトイレ休憩があります。
参加費	4,000円（税込） ・列車に御乗車の際に参加費をお預かりします。 ・「弁当、お茶」を含みます。別途飲み物を用意しています。
その他	・コロナ感染拡大防止のため、 <u>当日は、検温の上、別紙チェックシートの提出をお願いします。</u> ・飲食物の持ち込みは自由です。 ・軽装でお越しくください。

【留意事項】

- ①10時00分迄に天竜浜名湖鉄道掛川駅へ集合願います。（JR掛川駅北口を出て西側すぐです。JRを御利用の方は、天竜浜名湖鉄道への連絡口（※）を御利用ください。）
※2枚以上の切符では通過できないため、駅北口からお回りください。
- ②やむを得ず不参加となる場合は、担当までお知らせください。（080-3288-0547 佐々木）
その場合、誠に恐れ入りますが参加費の御負担をお願いします。

【天竜浜名湖鉄道活性化促進議員連盟事務局】

静岡県交通基盤部都市局地域交通課

仲野、石田、佐々木

TEL 054-221-2852

整理番号 7-16

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (2020年7月分)	7/27	
年月日	令和 2年 7月 1日~令和 2年 7月 31日	金額	12,271 円

目的	情報収集
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》

領収証 (口座振替)

支店 区域 原簿 No. 01 042 019 良知駿一 101 振様

※は軽減税率対象です

品名	数量	金額(円)	備考	領収金額 (含消費税)
*静岡新聞	1	3,300		12,271 円
*日本経済新聞朝刊	1	4,250		
*日刊工業新聞	1	4,721		
10%対象 0 (内消費税 0)				2020年 07月分
8%対象 12,271 (内消費税 909)				領収致しました。
				年 月 日

株式会社 ニュ 細江 本店 053-522-0261

ご購読ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	12,271 円	100%	12,271 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	7-17
------	------

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

用途項目 サーチキー 支出証拠書

777 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピー機使用料		
年月日	令和2年5月15日～令和2年6月15日	金額	2,358円

目的	資料等のコピー
使途	令和2年6月請求分コピー料
政務活動・ 県政との 関連性	調査活動、県政関連資料などの作成。

《領収書貼付枠》
別添 預金通帳コピー 請求書 参照
引き落とし日 (7/27)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と按分	4,717円	1/2	2,358円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

照会口座

(全33件) 照会日: 2020/07/31 日付 金額 差引残高


振号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	メモ
001	2020年07月03日分	23,328円			出金	ATM入金	[振込]
001	2020年07月08日分	36,740円			出金	ATM入金	[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
001	2020年07月22日分	930円			出金	NKS入金	[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
004	2020年07月27日分	12,271円			出金	ATM入金	[振込]
005	2020年07月27日分	4,717円			出金	SMBC入金	[振込]
006	2020年07月27日分	60,450円			出金	SMBC入金	[振込]
007	2020年07月27日分	39,204円			出金	ATM入金	[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]

ご請求書（お引落のお知らせ）


Canon


2020年06月16日

良知駿一事務所 御中

キヤノンマーケティングジャパン株式会社


いつも格別のお引立てを賜り誠に有難うございます。
 下記の通りご請求申し上げます。




お支払方法：ご指定口座より振替させていただきます。
 お引落日：2020年07月27日
 お引落口座：

お客様番号：
 請求書No.：59483848
 締日：2020年06月分
 ご請求額（税込）：¥4,717-

契約書No.	設置先名	良知駿一事務所	シリアルNo.	請求期間	2020/05/15~2020/06/15	伝票No.					
製品名	IR-ADVC3520F-3			今回値	前回値	控除数	ご使用数	数量・月数	単価	金額	
1	カラーコピー			31	30	0	1				
2	カラープリント			883	689	1	193				
3	ブラック			4,545	4,223	3	319				
品名	カウンター保守料金							数量・月数	単価	金額	
1	カラーコピー							1	18.00	18	
2	カラープリント							193	18.00	3,474	
3	ブラック							319	2.50	797	
<各種サービス料金合計>								料金合計（税抜）		4,289	
								（10%対象）			4,289
								消費税等			428
								ご請求額合計			4,717

#...非課税または免税 / *...軽減税率対象品目 / X...全額ご入金済 / l...一部ご入金済

整理番号	7-18
------	------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー

支 出 証 拠 書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知 駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請接待活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所賃借料		7/27
年 月 日	令和 2年 8月 1日~令和 2年 8月 31日	金 額	30,225 円

目 的	政務活動を行うための事務所の賃借
使 途	賃借料 (8月分)
政務活動・ 県政との 関連性	——
<<領収書貼付枠>> 別添 通帳コピー 参照	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と按分	60,450 円	1/2	30,225 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

照会口座



(全33件) 照会種別: 残高 | 日付 | 通貨 | 文字

振号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	メモ
001	2020年07月03日分	23,328円			出金	お支払い	[振込]
001	2020年07月08日分	36,740円			出金	お支払い	[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
001	2020年07月22日分	930円			出金	お支払い	[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
004	2020年07月27日分	12,271円			出金	お支払い	[振込]
005	2020年07月27日分	4,717円			出金	お支払い	[振込]
006	2020年07月27日分	60,450円			出金	お支払い	[振込]
007	2020年07月27日分	39,204円			出金	お支払い	[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]

07月31日 21時00分時点

CSVファイルでダウンロード

整理番号 7-19

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (令和2年7月分)		
年月日	令和2年7月27日~令和 年 月 日	金額	19,402円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

別添 通帳コピー 参照

月額リース代 39,204 円のうち、対象外経費(自動車重量税)を除いた 38,804 円(※)の 1/2 相当額を請求する。

38,804 円 × 1/2 = 19,402 円

※リース料支払総額 3,293,136 円 - 対象外経費(自動車重量税) 33,600 円 = 3,259,536 円
3,259,536 円 ÷ 84 回分割 = 38,804 円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	38,804 円	1/2	19,402 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

照会口座

(全33件) 並び替え: 品目 | 日付 | 差引残高 | 出金 | 入金

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	振込	メモ
001	2020年07月03日分	23,328円			出金	ゆうちょ銀行	[振込]
001	2020年07月08日分	36,740円			出金	ATM取引	[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
001	2020年07月22日分	930円			出金	NKS, JTB	[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
004	2020年07月27日分	12,271円			出金	三井住友銀行	[振込]
005	2020年07月27日分	4,717円			出金	SMBC	[振込]
006	2020年07月27日分	60,450円			出金	SMBC	[振込]
007	2020年07月27日分	39,204円			出金	ATM	[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]
							[振込]

CSVファイルダウンロード

07月31日 21時00分時点

前ページ | 次ページ

整理番号	7-20
------	------

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和2年7月29日	金額	3,420円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 <input type="checkbox"/> 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 <input type="checkbox"/> 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別添 利用証明書 参照 浜松SAスマートー静岡SAスマート 1,710円 静岡SAスマートー浜松SAスマート 1,710円 1,710円+1,710円=3,420円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,420円	100%	3,420円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 浜松SAスマート
料金所(至) 静岡SAスマート

20年 7月29日
10時 2分

通行料金 ¥1,710-
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号

A01007-293512-109820

※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。

利用証明書



料金所(自) 静岡SAスマート
料金所(至) 浜松SAスマート

20年 7月29日
19時 17分

通行料金 ¥1,710-
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号

A01007-293534-282928

※通行料金は消費税率10%対象です。
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

整理番号 7-21

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

用途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	林活議連視察研修		
年月日	令和2年7月30日	金額	3,980円

目的	集合場所への移動のため (藤枝駅北口)
使途	駐車場代・交通費
政務活動・ 県政との 関連性	藤枝市内の「森の力再生事業」の実施状況の現地視察及び他地域における県の取組を聴取する。森林の多い静岡県における今後の森林との共存につながる政策への参考とする。

《領収書貼付枠》

別添 利用明細書・Suica 利用履歴 参照

J R東海道線(浜松—藤枝) 990円

J R東海道線(藤枝—浜松) 990円

駐車場代 2,000円

990円+990円+2,000円=3,980円

浜松市駅南地下駐車場

平日利用明細書

精算機 #05 A 精算No.000173
 発券機 #01 発券No.042437
 入庫時刻 2020年7月30日(木) 07:14
 精算時刻 2020年7月30日(木) 14:41
 駐車時間 7:27
 駐車料金 A料金 2,400円
 カード券J 1枚 -300円
 カード券I 1枚 -100円
 合計 2,000円
 カード
 JCB GROUP 2,000円
 会員No. 05428
 番号No. 000016
 承認No. 2,000円
 利用額
 駐車料金一括払い

サインは省略させていただきます。
 取引No. 202007301404000000056
 端末No. 7736900144001

またのご利用をお待ちしております。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	3,980円	100%	3,980円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

¥2,451

関連サイト

メニュー

✓
✓

利用年月日	入場駅 / 事業者	出場駅 / 降車場所	利用額	残額	メモ
2020/07/30	JR海 藤枝	JR海 浜松	¥990	¥2,451	
2020/07/30	JR海 浜松	JR海 藤枝	¥990	¥3,441	

令和2年7月10日

静岡県議会森林・林業・林産業活性化推進議員連盟
視察研修参加者 各位

静岡県議会森林・林業・林産業活性化推進議員連盟
会長 中谷 多加二

令和2年度林活議連視察研修の日程について（御案内）

日ごろから森林・林業・林産業活性化につきましては、御尽力いただき深く感謝申し上げます。

この度は、当林活議連の活動として、「森の力再生事業」実施状況の現地調査に、参加申し込みをいただきありがとうございます。詳細の日程及び、注意事項等について下記のとおり御連絡いたします。

なお、行程について、一部変更がございます。バスの乗車場所として藤枝駅北口に加え、静岡県藤枝総合庁舎についても設定しました。しかしながら、庁舎改修工事の関係で駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関の御利用をお願いします。庁舎からの乗車を御希望の場合は、お手数ですが事務局に7月17日までに御連絡をお願いします。




また、バスの出発時間に変更がございますので、御注意ください。

記

- 1 日 時 令和2年7月30日（木）
- 2 場 所 藤枝市瀬戸ノ谷地区
- 3 調査内容 「森林（もり）づくり県民税」を財源とする「森の力再生事業」の事業地の整備状況
- 4 出発時間 県藤枝総合庁舎 8:45 藤枝駅北口 9:05
※マイクロバスで移動
- 5 注意事項 服装：汚れてもいい服（長袖、長ズボン）、歩きやすい靴
熱中症対策として、お飲み物、帽子等を御持参ください。
- 6 荒天の場合 荒天等で中止の場合は、当日の朝、7時までにお申し込み時にいただいた連絡先に御連絡します。（少雨決行）
- 7 緊急連絡先 森林・林業局長 藤田祐司 090-9895-4194
森林計画課主幹 本間寛康 090-1623-7092

問い合わせ先 事務局：森林計画課 深野・本間
電話 054-221-2657
FAX 054-221-2829

整理番号 7-22

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

用途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入 (コングレスケース)		
年月日	令和 2年 7月 30日	～令和 年 月 日	金額 550 円

目的	—
用途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
《領収書貼付枠》	

領収証

Loft

良知駿 様
浜松ロフト


雑貨をもっと楽しむ『ロフトアプリ』!
1,100円以上のお買い物でスタンプがたまり
スタンプ8個で10%OFFクーポンプレゼント!
スマホで『ロフトアプリ』を検索下さい!


2020年 7月30日 (木) 13:59

コングレスケース 2点 ¥1,000
10%税抜 ¥1,000 消費税等 ¥100
合計税抜 ¥1,000 消費税計 ¥100

合計 2点 ¥1,100

クレジット支払 ¥1,100
IP1100


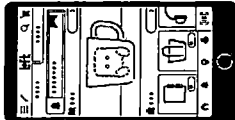
3445163165:責任者:  ★0274*1003*25020
電話:053-455-6210



スタンプを貯めて
おトクに

新商品やイベントの
情報をゲット

ロフト
アプリ

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と按分	1,100 円	1/2	550 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 7-23

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

使途項目 サーチキー

780 - 004

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 7 月分】 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ： 良知駿 -)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費	807.5	18円 × 807.5km	14,535

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・充当限度割合による按分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 良知駿 - (印)

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	14,535 円	100%	14,535 円




※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
7/2, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 28, 30	自宅—事務所 (往復・900m)	自宅—事務所 (往復)	21.6
7/5	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナ 影響調査 ● 会派活動打ち合わせ 	事務所—三ヶ日町三ヶ日地 内 事業者—三ヶ日青年の家 —事務所	35.5
7/7	地元要望活動	事務所—浜松市北区役所 (往 復)	9.0
7/8	事業ヒアリング	事務所—観音山少年自然の 家 (往復)	42.0
7/9	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元要望活動 ● 事業ヒアリング 	事務所—静岡県浜松総合庁 舎—浜松市地域情報センタ ー—静岡県浜松総合庁舎— 事務所	25.6
7/16	新型コロナ 影響調査	事務所—引佐町井伊谷地内 事業者—都田町地内 事業者 —事務所	20.8
7/17	地元要望活動	事務所—細江町気賀地内 (往 復)	10.6
7/21	<ul style="list-style-type: none"> ● 県政報告 ラジオ番組収録 ● 会派活動打ち合わせ ● 新型コロナ 影響調査 	事務所—ザザシティ浜松— 浜松市役所—浜松中央警察 署—都田町地内 事業者—浜 松市教育会館—事務所	31.8
7/22	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元要望活動 ● 県庁調査 ● 新型コロナ 影響調査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務所—細江警察署— 浜松市北土木整備事務 所—自宅 ● 自宅—県庁—静岡市駿 河区南町地内 事業者— 静岡市葵区本通地内 事 業者—自宅 ● 自宅—都田町地内 自治 会長宅—事務所 	196.3
7/23	会派活動	事務所—静岡東急スクエア (往復)	165.0
7/24	地元要望活動	事務所—都田町地内 (2往復)	35.6
7/25	地元要望活動	事務所—都田地内 自治会長 宅 (往復)	15.6
7/29	会派活動	事務所—県庁 (往復)	156.8
7/30	<ul style="list-style-type: none"> ● 林活議連視察 ● 新型コロナ 影響調査 ● 地元要望活動 	事務所—浜松駅前駐車場— 東区市野町地内 事業者—浜 松市北区役所—事務所	41.3

合 計

807.5

整理番号	7-24
------	------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

使途項目 サーチキー 支 出 証 拠 書

780 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	事務用品購入 (A4 フラットファイル)		
年 月 日	令和 2年 7月 31日~令和 年 月 日	金 額	249 円

目 的	——
使 途	——
政務活動・ 県政との 関 連 性	——
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書 参照	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と按分	498 円	1/2	249 円
		50 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 書

領収書管理NO. 0036318302
注文番号 ACQXWOMA

発行日 : 2020年 8月 3日
領収日 (最終出荷日) : 2020年 7月31日

【再発行】

良知駿一事務所 様

領収金額 (税込) **¥1,075-**
うち消費税等 ¥97-

但し アスクル商品代金 (クレジットカード決済)

上記の金額 正に領収いたしました。

東京都江東区豊洲3-2-3
アスクル株式会社

内訳	数量	単価 (税込)	金額 (税込)
フラットファイルエコノミー A4タテ グリーン 10冊入	1	249	249
フラットファイルエコノミー A4タテ ピンク 10冊入	1	249	249
VJ トイレの消臭カスプレー 無香料	1	393	393
紙ひも #12号 約2mm×100m 白 00150008	1	184	184

【軽】は軽減税率 (8%) 対象商品です。

10% 1,075円 うち消費税等 97円
8% 【軽】 0円 うち消費税等 0円
8% 0円 うち消費税等 0円
非課税 0円 うち消費税等 0円